

第三国定住による難民の受入れ事業の在り方に係る検討会の取りまとめ（案）

令和 8 年〇月〇日

第三国定住による難民の受入れ事業の在り方に係る検討会（以下「本検討会」という。）は、我が国における第三国定住による難民の受入れ事業（以下「第三国定住事業」という。）について、将来的な受入れ人数や受入れ体制の在り方等の検討を行った。その結果、本検討会は、下記第 1 の現状認識に基づき、下記第 2 の今後の方針のとおりとすることが適当と考えたことから、ここにその旨を取りまとめた。

第 1 現状認識

我が国は、平成 22 年度にアジアで初めて第三国定住事業を開始し、平成 27 年度からは、マレーシア国内に一時滞在しているミャンマー難民について、年に 1 回、約 30 名の範囲内で家族単位で受け入れてきた。平成 30 年 12 月に、国連総会において難民に関するグローバル・コンパクトが採択され、難民問題の解決に関する負担を国際社会において分担することが一層求められる中、令和 2 年度からは、対象者をアジア地域に一時滞在する難民に拡大するとともに、単身者も受入れ可能とし、受入れ人数も年に 2 回、約 60 名の範囲内に拡大した。その結果、令和 7 年度までに計 337 名の第三国定住難民を受け入れたところであり、我が国は、アジア地域における第三国定住による難民の受入れを主導し、着実に実績を積み上げるとともに、一定の成果をあげ、この点に関するアジア地域の取組に貢献してきたものと評価できる。

令和 9 年（2027 年）のアジア地域における第三国定住のニーズは約 60 万人と推定されるなど、アジアの難民問題がいまだ解決していない中、我が国への国際的な期待は依然として高く、難民支援分野での国際貢献及び人道支援としての意義も大きいと考えられることから、これまでの受入れ実績と成果等を踏まえ、引き続き、第三国定住事業を継続していくことが相当と考えられる。

この点、前記のとおり、令和 2 年度以降、受入れ対象、受入れ人数を拡大したところであるが、コロナ禍の影響も含むその後の受入れ実績やアジア地域における難民情勢に根本的な変化があったとまでは認められないことに加え、下記のとおり、第三国定住事業により受け入れた難民（以下「受入れ難民」という。）に対する具体的な支援の在り方については、必ずしも十分とはいえない面が認められ、その点の改善をまずは図るべきと考えられることに照らし、現状において、受入れ対象、受入れ人数を更に拡大すべき状況にあるとまでは言い難いものと考えられる。

他方で、これまでの受入れによる成果や我が国社会への定着状況、急速に進む我が国における在留外国人一般に対する支援の整備状況等に鑑みると、受入れ難

民に対する具体的な支援の在り方については、なお改善を図ることが相当と考えられる点が認められることから、下記第2において詳述する。

第2 今後の方針

1 基本的な考え方

- (1) 第三国定住事業は、難民の自発的帰還、第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられていることや、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点を踏まえ、我が国の国際貢献及び人道支援を進める見地から開始されたものである。同事業により受け入れられる難民は、我が国社会に適応し、自立した生活を営むに足る職に就くことが見込まれる者とされており、受入れ難民は、基本的には、我が国社会に定着して自立した生活を営んでいくことが想定されている。

文化・制度を異にする国や地域から受け入れた難民が、我が国社会に定着し、自立した生活を営む上では、同人らが、日本語はもちろん、我が国の文化、習慣、法制度等をも適切に理解し、それを前提に、定住先、就労先、進学先等の選定をはじめとするライフプランをそれぞれの判断で選択していくことが可能となる環境を整備する必要があると考えられる。受入れ難民に対しては、そのような視点も持ちつつ、適時の情報提供を含む相談支援を行う必要があるとともに、後記の「日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラム」導入後においては、同プログラムとの連携の在り方を検討することが適当と考えられる。

- (2) これまでの受入れ難民に対する入国後の支援は、入国当初に、国が定住支援施設において実施する定住支援プログラム、同プログラム修了後に、国（地域定住支援員等）が各定住先地域において実施する定住支援が中心で、国によるプログラムの中で行われてきたという面が認められる。受入れ難民は、我が国社会に適応し、ゆくゆくは、地域社会の一員として生活していくことが想定されているものの、第三国定住事業の事柄の性質上、受入れ難民に対しては、国が主体となって様々な支援を提供することに力点が置かれ、地域社会との交流、地域社会の資源を用いた支援という視点は、必ずしも十分でなかった面があるものと考えられる。

受入れ難民が、我が国社会に適応し、地域社会の一員として自立した生活を営んでいくためには、受入れ難民が、地域社会の一員として地域のセーフティネットの中に包摂され、孤立することなく生活を送ることができる環境を整備する必要があると考えられる。この点に関しては、主に地方公共団体が、住民又は在留外国人一般を対象として提供している各種行政サービスに、受入れ難民がアクセスできる環境を整備することが重要であり、あわせて、地域社会に

において関係機関、民間団体等が提供している各種支援にもアクセスできる環境を整備することも重要と考えられる。近時、我が国の在留外国人数は右肩上がりで増加し、令和7年末時点では約412万人と過去最高を記録し（平成27年末の約1.8倍）、これに併せて、地域社会の一員として生活する在留外国人を対象に、地方公共団体や地域の関係機関、民間団体等が提供する支援は着実に拡充し、本年1月には、関係閣僚会議において、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日関係閣僚会議決定、以下「総合的対応策」という。）が決定され、地域社会における在留外国人に対する支援は更に強化される見通しである。

こうした事情を併せ考えると、国による支援はもちろん必要であることを前提としつつも、受入れ難民が地域社会の一員として、地方公共団体や地域の関係機関、民間団体等が提供する支援にアクセスできる環境を整備し、「地域社会による包摂」を推進していくとの視点を明確に打ち出しつつ、支援の在り方を検討していくことが必要と考えられる。

以上を前提に、以下、個々の論点について述べる。

2 日本語教育

- (1) 定住支援プログラムにおける日本語教育は、主に日常生活に資する日本語を中心に、同プログラム修了時に「日本語教育の参照枠」A2相当以上となることを目標として実施してきた。

同プログラムにおける日本語教育は、受入れ難民の就労率が高いことなどに照らし、一定の成果を上げているものと認められるものの、一方で目標とする水準に達しない者も一定数認められる。このため、今後の同プログラムにおける日本語教育について、外部有識者の意見も踏まえつつ、内容・方法やその効果検証の在り方などの見直しについて検討することが適当と考えられる。また、自立した生活を営むに当たり就労に資する日本語教育の重要性が高まっていることを踏まえ、就労に係る内容を充実させる視点からも検討することが適当と考えられる。

なお、受入れ難民に対する日本語教育の目的については、これまで表だった議論がされてきたわけではないものの、日本語習得のための便宜供与として実施してきたところであり、前記のとおり、受入れ難民は、我が国社会に定着して自立した生活を営んでいくことが想定されていることに照らせば、受入れ難民に対する日本語教育は、そのような生活を営むことができるようにするために行われてきたものと考えられる。同プログラムにおける日本語教育の見直しの検討は、かかる目的を踏まえて行う必要がある。

- (2) 受入れ難民に対する日本語教育は、同プログラムの修了において終わるもの

ではなく、その後も引き続き行っていく必要があるところ、同プログラム修了後における日本語教育は、定住先の地域において、地方公共団体、教育機関、民間団体等が提供するものによるところが大きいと考えられる。この点、我が国に在留する外国人一般を対象とした前記「総合的対応策」には、地域における日本語教育の充実に関する各種施策が盛り込まれ、今後、日本語教室空白地域の解消、オンラインや広域連携による日本語教室の設置運営などに向けた地域日本語教育の更なる推進、日本語指導が必要な児童生徒等に対するプレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）や日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの導入などの取組が行われる見通しである。こうした取組に受入れ難民が参加できるよう、日本語教育の受託機関、日本語教育相談員が中心となって、定住先の地方公共団体や関係機関、民間団体等との連携を図り、その際には現地で活動する地域日本語教育コーディネーター等とも協力して取り組むことが適当と考えられる。あわせて、政府においては、日本語教育の受託機関等に対し、必要な情報を適切に提供すべきである。

定住支援プログラム修了後の日本語教育という視点でいうと、就労する者については、職場におけるコミュニケーション能力の向上が有効と考えられ、その点は、ひいては、受入れ企業への貢献度の向上にもつながるものと考えられることから、政府においては、学習機会の提供など、職場におけるコミュニケーション能力の向上に資する取組をすることが適当と考えられる。

- (3) 日本語教育の実施に当たっては、認定日本語教育機関、登録日本語教員の活用はもとより、文部科学省の委託により実施する「現職日本語教員研修プログラム開発・実施事業」（旧：現職日本語教師研修プログラム普及事業）の「難民等に対する日本語教師【初任】研修」受講者など、難民の特性について理解のある者の更なる活用を図るべきである。
- (4) 日本語教育の実施においては、日本語教員や学習機会の確保の点が問題になり得るところ、対面による方法に限らず、ICTを活用した同時双方向の学習機会の提供や広域連携なども検討することが適当と考えられる。また、在留外国人一般を対象としたオンデマンド方式による自学自習用学習ツールも普及しているところであり、これらのツールの活用も検討することが適当と考えられる。
- (5) 受入れ難民の学習意欲促進の観点等から、日本語能力の熟達度レベルを適切に評価する仕組みなどを検討することが適当と考えられる。

3 就労支援

- (1) 受入れ難民の希望に沿う就労先の確保をはじめとする就労支援においては、受入れ難民本人の職歴や技能、職種に関する希望を把握する必要がある。入国

前の現地における面接調査において、これらについて聴取しており、入国後の就労先候補への働きかけをはじめとする各種調整に活用している。その上で、入国後に就労先のミスマッチが起きる事例があったことを踏まえ、面接調査に先立つ後記のインフォメーション・キャンペーンの機会や、入国前のオリエンテーションにおいて、実際の就労に関する具体的なイメージを視覚的に伝えるなどすることが有効であると考えられる。

- (2) 就労先の確保に当たっては、定住先予定地域において、適時に、地方公共団体、ハローワーク、職業相談員、経済団体等で構成される雇用促進・定着協議会を開催し、受入れ企業の開拓や必要な情報交換・調整等を行うことが適当と考えられる。また、受入れ難民のスキルレベルの多様性に鑑み、職業相談員、地域定住支援員等が、外国人雇用サービスセンター等の機能を活用することが適当と考えられる。

- (3) 就労先の確保においては、地域の経済団体と連携することが有効と考えられる。例えば、地域の商工会議所が、そのネットワークを用いて雇用を希望する傘下企業との調整を行って就労先を確保した事例や、同一の商工会議所に所属する別企業への円滑な転職につなげた事例も認められる。

多様な就労先を確保する観点のもとより、受入れ難民のスキルレベルの多様性に応じた就労先を確保する観点から、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対して、第三国定住事業の広報を含む、就労先の確保に向けた働きかけを行い、例えば、都道府県単位で、雇用する意思がある傘下企業についての情報提供を受けることができるようにすることが望ましいと考えられる。

あわせて、就労先が確保された地域において、より円滑に住居が確保され、就労・生活の立上げが進むよう、特に単身者への支援の強化が望まれる。

4 地方公共団体が提供する各種行政サービスへのつなぎ等、地域社会における包摂の推進

- (1) 受入れ難民が、我が国社会に適応し、自立した生活を営むためには、定住支援プログラム修了後の定住先の地域において、同人らが、地域社会の一員として、孤立することなく生活を送ることができる環境を整備する必要があると考えられる。この点に関しては、主に地方公共団体が、住民又は在留外国人一般を対象として提供している各種行政サービスに、受入れ難民がアクセスできることが重要となると考えられる。地域においては、地方公共団体が、在留外国人一般に対し、前記日本語教育のほか、教育・学習支援（いわゆる夜間中学を含む。）、就学支援、就労支援、子育て・ひとり親支援、高齢者支援、生活困窮者支援等、様々な支援を提供し、関連する支援を提供している教育機関、民間

団体等も認められるところであり、官民一体となって在留外国人一般に対する支援を実施するためのネットワークを構築しているところも認められる。

各定住先地域において、受入れ難民がそうした支援にアクセスできるよう、地域定住支援員が中心となって、地方公共団体、関係機関、民間団体等と連携を図ることが適当と考えられる。また、地方公共団体等と共に官民一体となった支援ネットワークを構築し、同ネットワークとの連携を進めることが望ましいと考えられる。

この点に関連し、受入れ難民の大学進学率は、日本人のそれに比して低いと認められることから、その点への対応は将来的な課題との視点を持つことが適当と考えられる。関連支援を把握し、それら支援との適切な連携を図るとともに、大学進学率が日本人のそれに比して低い原因について調査・分析することが望ましいと考えられる。

これらの取組を行うに当たっては、定住先地域の一元的相談窓口や外国人支援コーディネーターの知見等を活用することが適当と考えられ、定住先地域に適切なリソースが見当たらない場合は、ICTを活用した広域的対応を検討することも考えられる。また、政府においては、定住先の地方公共団体や外国人支援コーディネーターに対し、受入れ難民に関する必要な情報を適切に提供し、定住先の地方公共団体からの相談等にも適切に対応するとともに、下記のとおり、地域定住支援員の人材確保や、同人らに対する研修をはじめとする適時適切な情報提供等といった同人らに対する支援を強化することが適当と考えられる。

- (2) 前記のとおり、地域においては、官民一体となって、在留外国人一般に対する支援を実施するためのネットワークを構築しているところもあり、政府においては、そうした好事例を定住先の地方公共団体に提供するなどして、地域社会における包摂を可能とする環境整備に努めるべきである。

5 広報の強化

- (1) 令和2年度以降の受入れ実績に鑑みると、動機付けの点も含め、受入れ対象国における第三国定住事業に係る広報の在り方については、更なる検討を要するものと考えられる。この点、受入れ対象国におけるインフォメーション・キャンペーンの機会等に、オンラインを含めた多様な手段を活用しつつ、国内制度・文化・就労環境等といった我が国における生活に関する具体的なイメージが湧きやすい情報や我が国に定住した難民の活躍状況等を視覚的に伝えるなどすることが有効と考えられる。
- (2) 多様な就労先の確保の見地からは、難民を受け入れる社会的意義の点も含め、受入れ実績のある企業の体験談等をその他企業等に共有していくことが適

当と考えられる。政府においては、前記経済団体への働きかけと併せて、そうした受入れ実績のある企業の体験談等を提供するなど、積極的な情報発信に努めるべきである。

6 地域定住支援員への支援強化

受入れ難民が、定住先地域において、自立した生活を営むに当たっては、前記のとおり、地域定住支援員が中心となって、定住先の地方公共団体や関係機関、民間団体等が在留外国人一般を対象として提供する各種サービスとの連携を図っていくことが重要である。この点に関しては、一義的には、定住先に配置された地域定住支援員が、それら各種サービスを把握し、適切な連携を図ることが求められるところ、政府においては、これを可能とすべく、その処遇改善も含めて人材の確保を図るとともに、研修をはじめとする適時適切な情報提供を可能とする環境整備に努めるべきである。

また、地域定住支援員の円滑な業務遂行・負担軽減の観点からは、直接対面による支援だけではなく、オンラインによる支援を拡充させていくことも検討すべきである。

7 ICT の活用

前記各施策を実施する観点からは、直接対面によらない ICT の活用が不可欠であると考えられる。政府においては、そうした観点からの各種支援の合理化を検討し、直ちに実施できるものから実施すべきである。

8 基礎的情報の把握・分析

第三国定住事業の成果を検討するに当たっては、受入れ難民の就労先、収入、就学・進学状況、日本語の学習状況をはじめとする基礎的な情報を定期的に把握し、これを分析することが適当と考えられる。